

個人・納税関係の証明書について

※「所得・課税（非課税）証明書」
「納税証明書（個人住民税）」など

START

証明書が必要な年度の1月1日に、
さいたま市に住民登録がありましたか？

はい

いいえ

1月1日に
住民登録がある
市区町村へ
お問合せください。

次の条件に該当しますか？

- 必要な証明書は、最新の「課税（非課税）証明書」または「納税証明書（個人住民税）」である。
- 1月1日以降、引き続き、さいたま市に住民登録がある。
- 納税義務者名義のマイナンバーカードを持っている。



1つでも該当しない
条件がある

全て該当

A

コンビニ
交付



必要な証明書は、【本人】または
【同居の親族】のものですか？

はい

いいえ

代理人による申請

C

ネット
取り置き



または

D

窓口交付



または

E

郵送請求



※いずれも委任状が必要です。

マイナンバーカードと
マイナンバーカード対応スマホを
持っていますか？

はい

いいえ

D

窓口交付



または

E

郵送請求



B

電子申請



A**コンビニ交付**<https://www.city.saitama.jp/001/153/004/004/p019296.html>

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で、**最新年度**の個人市民税・県民税の証明書※を取得することができます。

※「所得・課税（非課税）証明書」「納税証明書（個人住民税）」

B**電子申請**<https://www.city.saitama.jp/001/153/004/004/p085111.html>

スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、税証明書等を取得することができます。

クレジットカード決済後、証明書を郵便でお送りします。

C**ネット取り置き**<https://www.city.saitama.jp/001/153/004/004/p085184.html>

個人の方が、あらかじめスマートフォンで税証明書を請求し、指定した窓口で受け取ることができます。

※ 法人はご利用いただけません。

D**窓口交付**<https://www.city.saitama.jp/001/153/004/004/p085288.html>

各区役所や支所・市民の窓口および市内の一部郵便局で税証明書を交付します。

窓口へ行くことができない

E**郵送請求**<https://www.city.saitama.jp/001/153/004/004/p007802.html>

区役所等の窓口に行くことができない場合は、郵送により税証明書を請求することができます。

はい